

第 15 号

令和元年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和元年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和元年 9月 4日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
2 畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
4 農道整備事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
5 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
6 湛水防除事業（法指定地域及び大規模事業を除く。）	工事費の 100 分の 18 に相当する金額
7 湛水防除事業（法指定地域に限る。）	工事費の 100 分の 13 に相当する金額
8 湛水防除事業（大規模事業に限る。）	工事費の 100 分の 8 に相当する金額
9 湛水防除事業（平成 17 年度以前（法指定地域）に限る。）	工事費の 100 分の 14.5 に相当する金額
10 農地保全整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
11 ため池等整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
12 防災ダム事業	工事費の 100 分の 6 に相当する金額
13 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
14 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町）	工事費の 100 分の 5 に相当す

の区域に限る。)

る金額

(提案理由)

令和元年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。